

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

平成 28 年度橋本市一般会計補正予算(第 6 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

平成 28 年度橋本市一般会計補正予算(第 6 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

平成 28 年度 橋本市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 28 年度橋本市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

平成 29 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		215,000	14,583	229,583
	1 地方揮発油譲与税	63,000	4,060	67,060
	2 自動車重量譲与税	152,000	10,523	162,523
3 利子割交付金		29,000	△12,168	16,832
	1 利子割交付金	29,000	△12,168	16,832
4 配当割交付金		96,000	△54,531	41,469
	1 配当割交付金	96,000	△54,531	41,469
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000	△29,366	20,634
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000	△29,366	20,634
6 地方消費税交付金		950,000	20,186	970,186
	1 地方消費税交付金	950,000	20,186	970,186
7 ゴルフ場利用税交付金		28,000	74	28,074
	1 ゴルフ場利用税交付金	28,000	74	28,074
8 自動車取得税交付金		35,000	13,531	48,531
	1 自動車取得税交付金	35,000	13,531	48,531
9 地方特例交付金		30,000	1,861	31,861
	1 地方特例交付金	30,000	1,861	31,861
10 地方交付税		8,130,458	23,485	8,153,943
	1 地方交付税	8,130,458	23,485	8,153,943
11 交通安全対策特別交付金		7,300	△1,325	5,975
	1 交通安全対策特別交付金	7,300	△1,325	5,975
12 分担金及び負担金		301,549	121	301,670
	2 負担金	291,278	121	291,399
14 国庫支出金		3,055,973	△2,982	3,052,991
	3 委託金	26,995	△2,982	24,013
18 繰入金		479,699	26,607	506,306
	2 基金繰入金	444,046	26,607	470,653
20 諸収入		702,654	△76	702,578
	5 雑入	634,669	△76	634,593
歳入	合計	27,060,394	0	27,060,394

第2表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	保育所総務事業	1,959
合 計			1,959